

平成27年6月25日
(公財)放射線影響協会

放射線従事者中央登録センターにおける引渡記録の紛失について

(公財)放射線影響協会放射線従事者中央登録センターにおいて、引渡記録の紛失が発生しました。その概要についてお知らせいたしますとともに、関係者の皆様方に深くお詫び申し上げます。再発防止に向けた対策を検討し実施したところではありますが、今後も更なる必要な措置について講じて参ります。

なお、当該引渡記録については、誤ってシュレッダーで細断処分した可能性が高く、本日現在、外部への情報漏えいは確認されておりません。

記

1. 概要

(公財)放射線影響協会(以下「当協会」という。)放射線従事者中央登録センター(以下「中央登録センター」という。)において、除染登録管理制度に参加している事業者から引き渡された被ばく線量記録及び除染等電離放射線健康診断記録(いずれも平成27年1月6日受理分、4名分8枚)の紛失が発生しました。

これらの記録には除染等業務従事者の氏名、生年月日、作業期間中の被ばく線量、除染等電離放射線健康診断の結果等の情報が記載されていました。

2. 事実経過

- (1) 平成27年6月8日、中央登録センターのデータ管理室内の耐火金庫に保管されていた放射線管理記録(除染電離則に基づき事業者から引き渡された記録)を、外部倉庫用保管箱へ入替作業を行っていた際、紙記録(4名分8枚)が保管中の封筒に入っていないことを確認しました。
- (2) 紛失した紙記録は、平成27年1月6日にA事業者から郵送されて来た被ばく線量記録及び除染等電離放射線健康診断記録(4名分8枚)です。当該記録は同封されている一覧表(引き渡された記録の氏名・枚数等のリストを電子ファイルとしてCDに保存したもの)と照合した後、記録を長期的に保管するためマイクロフィルム化するまでの間、郵送されて来た封筒に入れて耐火金庫に一時的に保管することとしていたものです。
- (3) 中央登録センターでは、データ管理室内の確認及び外部倉庫会社で保管されている他の記録との混入を疑い確認作業を続けてきましたが、現在の

ところ、発見に至っておりません。

3. 発生原因等

中央登録センターにおける引渡記録は、入退室管理を行っているデータ管理室内で、許可された者のみが行っていることから、データ管理室から外部に持ち出して紛失した可能性はないものと考えております。一方、記録照合のためCD内の一覧表を一旦プリントアウトし、照合終了後に一覧表をシュレッター処理していることから、その過程で当該記録を誤ってシュレッターで細断処理した可能性が高いと考えております。

なお、現在のところ、紛失した引渡記録の外部への流出又は不正利用に関する情報は得ていません。

4. 紛失後の対応

A事業者が事情を説明すると共に、A事業者が保存していた当該記録を再度送付して頂くようお願いし、平成27年6月16日に当協会に届きました。今後は、これをあらためて引渡記録として保管してまいります。

5. 再発防止対策

下記の再発防止対策を実施するとともに、(1)～(3)の防止対策については、総務部門の確認を受けた上でマニュアルに反映いたします。

(1) 新たに受け付けた記録の確認作業の厳格化

新たに記録を受け付けた場合には、記録の受付日、確認日、確認者名等の記載を定型化し、作業の進捗状況を確実に把握できるようにするとともに、受け付けた記録を封筒に戻す際には2名で確認することにしました。

(2) 記録の誤廃棄の防止

記録照合のためCD内の一覧表は、一旦プリントアウトし、照合後にシュレッター処理していましたが、今後は記録のマイクロフィルム化が完了するまで、その一覧表は他の記録と区別して所定の鍵付ロッカーで保管することとしました。廃棄する場合は、管理者の許可を得た後にシュレッター処理を行うこととしました。

(3) 記録の混同防止の徹底

データ管理室内で作業を行う場合、作業毎にエリアを分ける（作業機を別にするとともに区画を表示する）ことによって記録等の混同を防ぐことを徹底します。

(4) 管理者による巡視

センター長等の管理者が行うデータ管理室の巡視に際し、上記の再発防

止対策が確実に実施されているか確認を行うとともに、必要により是正及び改善を行います。

(5) 周知・教育

平成27年6月19日に、中央登録センターの全員に対して、本件についての概要を説明し、個人情報管理の徹底、記録等の文書取扱いに係る留意事項などの再発防止に向けた取組みを周知しました。

また、今後の業務研修においても繰り返し周知・徹底を行います。

6. その他

除染登録管理制度における当該記録以外の引渡し記録は、全て保管されていることを確認しました。

以 上